様式第３号（第１１条関係）

会　　議　　録

会議の名称	令和７年度 第１回吉川市市民参画審議会
開催日時	令和７年６月２５日(水)　午前　９ 時 ３５ 分から 午前 １１ 時 ３５ 分まで
開催場所	吉川市役所３０４・３０５会議室
出席者氏名	（敬称略） 坂野喜隆会長、木村ミツ副会長、鈴木秀夫委員、廣瀬正子委員、 中西とき子委員、杉﨑則子委員、斎藤和雄委員、川口肇委員
欠席者氏名	米田清美委員、野澤愛里委員
担当課職員職氏名	市民参加推進課 青柳乃り恵課長、中井孝幸主査、岡庭侑香主任
会議次第 及び会議の 公開又は非公開の別	【第１回　審議会次第】 １　開会 ２　委嘱式 ３　自己紹介 ４　吉川市市民参画審議会について ５　議事 第１号　会長・副会長について 第２号　令和６年度　市民参画手続の実施結果 第３号　令和７年度　市民参画手続の実施予定 第４号　令和６年度　協働事業の評価対象事業選定 ６　閉会 【会議の公開又は非公開の別】すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	５名
会議資料の名称	資料１　令和６年度　市民参画手続実施結果の一覧表 （資料１－１～２　各審議会手続の詳細） 資料２　令和７年度　市民参画手続実施予定の一覧表 資料３　令和７年度　附属機関の委員選任状況 資料４　令和６年度　協働事業一覧 （資料４－１～１６　各協働事業の評価シート） 参考　市民参画手続きについて
会議録の作成方針	□録音テープを使用した全文記録 ■録音テープを使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	鈴木委員、中西委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
司会	定刻過ぎ（午前９時３５分）により開会 **～委嘱式～** **～自己紹介～** **～吉川市市民参画審議会について説明～** **～議事～** **〇第１号　会長・副会長選出について**
事務局	【会長】 立候補者はおらず、事務局より坂野委員を提案。 ⇒拍手多数をもって承認。 【副会長】 立候補者はおらず、事務局より木村委員を提案。 ⇒拍手多数をもって承認。 【議事録署名人】 会長より、鈴木委員と中西委員を議事録署名人に指名。 **〇第２号　令和６年度 市民参画手続の実施結果について**
坂野会長	第２号議案について、事務局から説明願いたい。
事務局	（令和６年度に実施した市民参画手続について、資料１を用いて説明）
川口委員	令和６，７年度について、地域ヒアリング、ワークショップ、市民討議会がなしとなっている理由とは。
事務局	市民参画条例によると、市民参画手続のうち１つ以上の手続を実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとしている。どのような手続を実施す

	るかは、市民参画手続実施責任者の判断によるため、担当課の判断によることとなる。担当課で判断した結果、地域ヒアリングやワークショップを実施すべき案件がなかったと考える。
坂野会長	新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、地域ヒアリングやワークショップ等の市民参画手続の実施回数は激減した。今後、実施するかどうかは、感染症の状況を見て、引き続き判断されていくのではないか。
川口委員	担当課で判断し、必要であれば市民参画手続を実施していくということは理解できたが、市はどのような事業に対して、どのような市民参画手続を実施していくかを市民に、より周知する必要があると感じた。
杉﨑委員	自身は、吉川美南駅東口における公園についてのワークショップに参加したことがあり、多くの方から様々な意見が出た。ワークショップの実施により、多くの意見が提出され、その上で市が調整してくれたと思うので、良い公園ができるであろうと期待している。 そして、ここしばらく市民討議会が行われていない理由とは。
事務局	市民討議会とは、無作為で選ばれた市民の中から参加者を募り、参加を希望する市民で構成するグループと討議することで、偏りのない中立・公平な意見や提案が期待できるという手続である。しかし、実際のところ、無作為で選ぶことにより、参加者を見込めない可能性が高いということが手続として選択されない原因であると考える。昨今、市民討議会は実施していないが、水道料金値上げの際は、水道課が無作為で市民の方にアンケートを実施したという報告は受けている。
坂野委員	市民討議会はワークショップと実施形態が似ているが、実施するには、人数と時間、さらには莫大な能力が必要であり、慎重な案件でなければ実施しないことが多い。他市では、商工会や青年会議所などが行っている手法でもある。 そして、まず「市民参加」と「市民参画」の違いについて説明したい。以前は、事業の実施（施行）に市民が参加するということで、「市民参加」という言葉が使われていたが、「課題設定→立案→決定→実施（施行）→評価（外部）」 の全てに市民も関わっていこうとすることが「市民参画」であり、その形を「市民協働」と言っている。

斎藤委員	市長キャラバンやどこでも市長はどのような市民参画手続に分類されるのか。
坂野委員	市民説明会に該当する。
	〇第３号　令和７年度 市民参画手続の実施予定について
坂野委員	第３号議案について、事務局から説明願いたい。
事務局	（令和７年度に実施予定の市民参画手続について、資料２を用いて説明）
坂野会長	パブリック・コメントは意見公募と略すことがある。パブリック・コメントをはじめ、市民参画手続を実施するかどうかは、自治体、地域によって異なり、吉川市の場合は、条例に定められている。審議会等の開催については、実施回数によって予算要求をする必要があるので、来年度の予算を立てるときに実施回数を考えていくこととなる。
川口委員	現在、市職員が課題を取り上げ、議論できる状況になっているので、令和７年度についても多くの市民参画手続が上がっているが、本来は、市民から課題設定が上がってきて、議論し、実施内容を決めていくやり方が理想であると考える。
事務局	（令和７年度附属期間の委員選任状況について、資料３を用いて説明）
坂野委員	法律や条例で定められているのが附属機関であり、それ以外を準附属機関と言う。いずれも、会議を行う合議体であり、附属機関については、議会を通った条例に基づくものなので正式な手続きを踏むことができ、要綱により定められた準附属機関とは異なるという点から、附属機関と準附属機関という形で分類されている。 また、女性における審議会等の選任状況について、４０％とは中々できることではない。土木や建築系の審議会については、当然のことながら女性の割合が下がる。現実的に、女性の選任状況を４割にすることは厳しいとは考える。
	〇令和６年度　協働事業の評価対象事業選定について
坂野会長	第４号議案について、事務局から説明願いたい。

事務局	（令和６年度に実施された協働事業について、資料４を用いて説明。また、この中から当審議会が第三者評価機関として評価する対象事業を選定し、次回審議会にて担当課同席のもと、事業内容の評価を行う旨を説明。）
坂野会長	吉川市の協働事業の形態について説明していただきたい。
事務局	協働事業の形態は様々であるが、主に今回取り扱っている形態とは、「共催」、「委託」、「補助」の３つとしている。市だけではなく、市民と共に取り組むことで、市民へより良いサービスを提供することにつながるため、協働という形で事業を実施している。
坂野会長	事業を一覧から３つ選んで挙手していただき、上位３件の事業を選定する方法としたい。 （多数決を実施）
事務局	多数決の結果、「５　老人福祉センター運営事業」「８　コミュニティ協議会事業」「１４　市民交流センターおあしす指定管理者事業」ということでよろしいか。
委員一同	（異議なし）
坂野会長	それでは、この３件について、次回審議会で担当課同席のもと、事業内容について評価していきたいと思う。
川口委員	評価シートには顧客満足度調査の記載がなく、利用者は評価しないのか。税金を使い実施している事業であり、利用者の満足が低いのであれば継続する必要はないと考える。次回の審議会で、利用者の評価についての報告があるのか。
事務局	担当課より直接説明する際、利用者の評価について言及するよう依頼する。
坂野会長	以上ですべての議題を終了とする。ご協力に感謝したい。
木村副会長	閉会の挨拶 （午前１１時３５分終了）

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年７月３１日

署名委員　鈴木　秀夫　　署名委員　中西　とき子